

IV 50年度高校生徒会活動の状況と問題点

— 制服問題の指導を中心として —

米山 誠

1. 49年度制服問題を顧みて

50年度制服問題の状況を述べるのに先立ち、49年度後期生徒会の制服問題へのとり組み方の特徴点および問題点と思われたことについて簡単にふり返っておきたい。制服問題特別委員会、新聞報道局が中心となり、問題を原点から検討しようという姿勢で、制服の是非についての討論、生徒や保護者に対する意識調査、本校での過去の経過を示す諸資料の整理・発表等を通じて、生徒全体の関心を高めるように努力した点は高く評価してよい。しかし、その反面、こんな地味な活動をいくら繰返しても、結局、教官側の無理解や抑圧のために、自由化への具体的な進展は望めないだろうという無力感・不信感が根強く、やっても無駄だから不満でも学校の規則に従うより仕方がない、又は逆に、実力行使に訴えることによって道は開ける、というような発想が生徒間に漂っていたことが問題点であったといえよう。したがって、指導に際しては、生徒会の組織を通しての自主的、民主的な検討や要求を根気よく継続させ、教官側としても、積極的な姿勢で対応し、生徒・教師間の信頼関係を築き上げること、そして生徒に活動の展望と自信をもたせることが最も緊要であると痛感させられたのであった。そのことを、制服問題に限らず生徒会活動に対処する心構えとして、50年度を迎えたと言ってもよい。〔(注) 49年度制服問題の動向については、本校「紀要第20集」(P.22~24)参照〕

2. 50年度制服問題の動向

49年度後期にとり組まれた制服問題の検討は、50年度の前期、後期へどのように継承され、展開したのか、1年間の主なできごとの概要を記しておきたい。50年度前後期を通じて生徒会の扱った議題として制服の件は最大のもので、年間50数回の生徒議会のうち、30回以上は、この件に関係しており、本校でこの問題が検討され始めて以来の新記録である。なお、生徒会とは別に、春季遠足と研究旅行における服装が問題になったので、そのことも関連づけて述べておく。

(1) 前期生徒会執行部の活動方針をめぐって

前期執行部は、活動方針として、49年度後期に着手された掲示・制服・対外交歓行事等の検討をそのまま継承するのではなく、1年生を迎えた新しい時点で全生徒共通の悩みや要望をとりあげていくこと、また、制服問題については、当面必ずしも自由化を前提とせず、特別委員会での検討、公開討論会、情報活動等を活発

に行なっていくことなどを表明した。その後の議会において、3年生の側から、もっと強力に制服自由を目ざして運動せよという要請があり、結局執行部の特別委員会設置案は否決され、議会で直接検討することになった。また、1年生のための説明会、討論集会などを執行部が計画、実施することになった。

(2) 1年生のための制服問題説明会の状況

6/13授業後、執行部主催で1年生に対する制服問題説明会が開かれたが、肝腎の1年生の出席者は35名(出席率26%)に過ぎなかった。執行部、報道局、生徒部顧問教官からそれぞれ制服問題の経過や問題点など説明の後、質疑応答が行われたが、3年生の自由化を訴える強圧的とも言える発言と1年生のとまどいがちの雰囲気とが特徴的であった。1年生から、制服賛成の意見があっても当然なのに、反対意見ばかり聞かされるのは問題だとの声もあった。また、途中で退場した1年生も半数近くいた。3年生の性急に自由化を求める態度が、高校の制服を着てまだ間もない1年生にはなじめず、反発を招く結果に終わった感がある。

(3) 制服問題に関する学年縦割討論会の状況

執行部主催の制服問題討論会は、7/3第6限に、いわゆる学年縦割の形式で9会場に分かれて開かれた。どの会場でも、3年生・2年生中心の自由化発言が、1年生中心の制服賛成発言を圧倒するという状況が一樣に見られた。問題は発言が一部の者に偏しがちなことや、制服賛成論はくだらないと一方的に決めつけるような発言が多いことなのであった。前述の1年生に対する説明会の時と同じように、ここでも、性急な自由化論が1年生の制服問題への関心を失わせる逆効果を生んだのではないと思われる。

(4) 新聞報道局による「生徒の意識調査」の結果

5/10前後に、新聞報道局が全校生徒を対象として、「制服制度と服装自由化とのいずれに賛成か」のアンケートを実施し、結果を発表した。〔新附高時報1975, 6,10号〕以下はその要点である。

全体の制服賛成率は25%であり、過去の資料と比較してみると、47年3月の46%から49年12月の35%へ、さらに、この50年5月の25%へと大きく低下してきていることがわかる。なお、1年生と2,3年生との間に意識の差異が目立つが、調査の時期が、1年生にとって入学後間もない頃であったころが関係していると思われる。

	1年			1年			3年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
制服	28	35	63	12	10	22	2	1	3	42	46	88
自由	28	22	50	43	39	82	60	43	103	131	104	235
わからない	3	1	4	12	5	17	4	0	4	19	6	25

(5) 春季遠足における3年生・2年生の私服問題

5/8の遠足において東山公園が目的地であった3年生全体の約4分の3および2年生1クラスの大半が規則に違反して私服で集合した。3年生と2年生とはそれぞれ別行動であり、私服の理由も異なる。3年生の場合、遠足にふさわしい自由な服装の許可を、学年全体の要求として担任に交渉したところ、3年生だけの特例は認められない、教官会議で審議している時間的余裕がないなどの理由で拒否されたことに対する抗議の行動であった。そうした実力行使には、服装自由化を早急に実現させたいという焦燥があり、示威運動の意識が働いていたと考えられる。一方、2年生の場合は、該当クラスの担任から私服を認めるような発言があったことが原因であった。結局3年生・2年生いずれの場合も、事前指導に際して教官側の指導方針の確認が不徹底であったこと、生徒への具体的な指導や説明に配慮が不足していたことが一つの原因であったといえよう。

この件の事後指導としては、指導委員会、担任会、教官会議などでの協議を経た結果、次のようなことが決められた。①規則違反の行動については反省させ、こうした手段で要求を実現させようとしても望ましい結果は得られないことを認識させる。②該当のクラス又は学年において、反省点や問題点についての十分な話し合いをさせる。③教官会議として、遠足、研究旅行等における服装のあり方を検討し、今後は事前に適切な指導をする。④制服自由化要求については、全生徒の意志を尊重し、生徒会を通しての民主的な手続きを踏ませる、等。そして、具体的には担任からの指導や指導部長からの朝礼時全校生徒への注意によって処理された。なお、この事件以後の3年生の反応はさまざまであった。私服事件が制服自由化への突破口を開く意味で成功だったと評価する者、あるいは、教官との信頼関係を損ねたことは今後の自由化運動のために失敗であったと反省する者、深く考える者、軽く考える者等々。さらに、反抗的に制服の上着を脱いで数日間登下校した生徒が数人いたことや、またかねがね服装自由化の賛成者ではあるが、この実力行使の手段には反対して遠足に制服で参加した生徒が少数いたことなども付け加えておきたい。ともあれ、この事件に対する生徒の受け止め方は一様ではなく、そのことが以後の制服問題の動向に与えた影響は大きかったと考えられる。

(6) 2年生研究旅行における服装自由化の問題

研究旅行時(5/27~30)の服装に関して、「全行程自由化要望」を2年生の75%が賛成し、5/15に教官会議に要望書が提出された。教官会議では、全行程の私服は認める段階でないとし、京都市、大久野島に

限って許可すること、同時に、生徒各自にきびしい自覚と責任をもって行動するよう要求すること、また、全行程自由のためには、実績を重ねていく必要性のあることを認識させること、などを決定し、その旨を生徒に回答した(5/22)。なお、本校の研究旅行で、京都市内自由研究活動における服装自由を認めたことは初めてのことであった。この回答に対しては、2年生は学年集会を再三開き討議した末、最終的には認めた。しかし、学年として教官会議に対して抗議文を提出した(5/27)。抗議文の内容は、生徒として強い責任感と自覚をもっているにもかかわらず、教官側に信頼されなかったのは遺憾であるという主旨であった。実際に3泊4日の旅行中、2年生は責任をもって行動し無事帰着した。

(7) 教官研究会における制服問題の検討

6/19の教官研究会において、生徒部・生徒指導研究グループからの資料をもとにして本校制服問題の経緯、とくに49年度後期から50年度にかけての状況をたどりながら自由討議を行なった。問題点を明らかにし、今後の指導のあり方を深るために有意義であった。

(8) 後期生徒会執行部の活動方針

後期生徒会委員長選挙(9/29)に際して、立候補者は制服自由化の強力な推進を公約して当選した。そして生徒議会においては、執行部方針として役員全員の一致した決意によって自由化の早期実現を旨として全力を尽くすことを確約した。

(9) 秋季遠足における服装自由化の問題

前期生徒会によって、すでに9月中旬から秋季遠足(11/13)の服装問題が検討されていたが、9/29の議会において、全校生徒の85%の自由化賛成に基づき、自由化の要望書を教官会議に提出することが決議された。9/30に前期執行委員長から、生徒全体の意向調査資料を添付して要望書が提出され、10/3の教官会議においてそれを検討した結果、要望書の主旨を執行部が全生徒に責任をもって周知徹底させることを条件に、「遠足にふさわしい軽装」を認めるという前提に立ち、もう一步生徒の討議を深めさせることを決定した。その後議会やHRでの十分な検討を経た段階で、正式に軽装許可の回答を行なった(11/7)。生徒議会では「自由化」と「軽装化」の相違点、今後の遠足時への適用の有無などが問題になった。なお遠足当日はほとんど全員が山歩きにふさわしい軽装で参加し問題はなかった。

(10) 文化祭における服装問題

秋季遠足時の服装問題と並行して、文化祭(11/3.4)における服装についても生徒会の問題となり、文化委員会、議会で討議されたうえ10/28に執行部から教官会議に要望書が提出された。要望書の主旨は、文化祭

時の服装は原則的には制服であるが、バザー、展示、個人発表、クラス発表等においては必要に応じて適当な服装を認めてほしいというものであった。教員会議ではそのまま承認し(10/30)、生徒に回答した。なお、文化祭当日の服装についても実際に問題はなかった。

(11) 執行部の制服自由化原案をめぐる議会の状況

後期執行部としては、文化祭・遠足の終了後、制服自由化をめざして11月中旬以降、次のような原案を出し、その検討のために10数回の議会審議を重ねた。

- ① 現行の制服制度を廃止する。
- ② 通学服は自由とし、従来の制服の着用は任意とする。
- ③ 通学時・運動時の履物についての規定(生徒手帳P.23)を削除する。但し、校舎内の履物はスリッパとし、学年色別のものを着用する。
- ④ 校章は任意とする。

討議の状況は、主として1年生が自由化反対、2,3年生が自由化賛成という図式化された大勢は、1学期の時点からさほど進展はなかった。むしろ、1年生と3年生や執行部との間に感情的な対立が生じて、次第に原案の検討よりも議会、生徒集会などのもち方が主要な問題になるような状況が生まれた。一般生徒も現実的な遠足時の服装問題に対するのところが、クラスでの討議は極めて不活発で、議会での採決には棄権する代表が多くなった。要するに、執行部や3年生が結論を急ぐほどにはこの自由化問題は熟していなかったといえよう。12/11に予定された生徒全員の討論集会も1年生のボイコットで、2・3年生の合同集会という変則的な形になり、しかも発言が委員長や3年生の1部に偏して、一般生徒の無関心化を象徴していた。その後の議会で、執行部はぜひ2学期中に総会を開いて一応原案に対する賛否を採決したいと提案したが、1年生が執行部の議事の進め方に強い不満を示して総会の実現は延期された。

(12) 制服問題に関する生徒総会の状況

3学期の1/22、第6限から約2時間、自由化の賛否を問う生徒総会がようやく開かれた。各学年にわたり、不参加者が多く、出席率71%の低調ぶりであった。全体として積極的な発言もなく沈滞した空気のまま1時間以上経過して、予定時間が終わった頃から3年生が堰を切ったように次々と(男子7名、女子5名)発言を求め、1・2年生に対して今後の制服問題の進め方について訴えかけた。この種の集会で発言をしたこともなく、制服問題についても中立的な生徒の真剣な発言は特に傾聴に値するものであった。たとえば「……本当に真剣に考えたうえでの自由化論と言えるのか、これからは原点に返って考え直すべきだ。最初自由化

を支持したが、後でだまされたと思った。今の状態では1年生をいじめているだけだ。3年生だって数人によって押し流されているだけだ。大事なことは結果ではなく、そこに至る過程ではないのか。……」(3年・男子)という発言は、3年生の多数の気持を代弁していたのではなからうか。問題の正しい解決のためには生徒の団結が必要であること。多数の生徒の意見を尊重して長期間かかっても根気よくとりこんでいくべき問題であること……等々、口々に強く訴える言葉が印象的であった。いわば、春季遠足の私服問題で幕を開けた50年度制服問題のドラマは、かくて冬の生徒総会によって一応の幕を閉じたという格好であった。

なお、総会における制服自由化の原案に対する賛否の採決の結果は下記の通りであった。

	人 数	出席者数に 対する比較	生徒会員総 数に対する 比 率
自由化賛成	197名	68.9%	48.8%
“ 反対	60名	21.0%	14.7%
棄 権	29名	10.1%	7.2%
出席者計	286名		70.7%

(13) 執行部からの教員会議に対する質問状

生徒総会以後の制服問題の進め方について執行部会議で協議した結果、質問状を教員会議に対して提出することに決定し、3月10日に執行部から下記のような質問状が生徒部顧問に提出された。

質 問 状

50年度前・後期を通して生徒会執行部は、制服問題を取りあげて、解決のために努力してきました。全校生徒の結論を出すには至りませんでした。50年度を終える時点で制服問題のまとめとして、次の事項について先生方の御意見を伺いたいと思います。

なお、これは3月10日の生徒協議会において、その内容を検討したものです。

- ① 制服制度の目的について。
- ② 校則でもなく生徒心得でもない制服制度の位置づけについて。

この質問状に対して、特に急がないということだったので、51年4月末日の現在まだ回答していない。51年度前期の執行部が発足してから最も適当な時機をみて正式に回答し、生徒と十分に話し合うことにしたいと考えている。

3. 50年度生徒会活動および制服問題の特徴と問題点

過去数年来の本校生徒会における制服問題へのとりくみ方は、試行錯誤を重ねながらきわめて徐々にではあるが、問題点を明らかにし、曲りなりにも前進の方向をたどってきたと言ってよいであろう。そうした過程の中で、50年度の動向にも正に新しい試行錯誤を通しての進展があったと思われる。

年度とともに制服賛成者の数が減り自由化賛成者の数が増えていることは事実である。しかしながら、この数字が、そのまま観念的で性急な自由化運動には結びつかないということを、または、現実的な問題について生徒が整然と意志統一して運動すれば一定の成果は必ず得られるということを、実証してみせたかのような1年間の動きであった。その事を端的に象徴するような出来事が、5月の3年生による遠足時私服の実力行使であった。3年生多数の不満と焦燥感に駆られた性急な行動は、その時に限っては一見示威運動としての効果を発揮し、また、一応の満足感や自信を当人達に味わわせなとは思いますが、まず行動への参加者・不参加者間の、また、生徒・教師間の問題を始め、1、2年生への影響、参加者内での感情の差異等の予想以上に種々の問題を生んだ。特に行動に参加した者の間に、その後の自由化運動を批判する態度が見られたり、1年生の反発、一般生徒の無関心を生む結果になったりしたことは、制服問題に限らず生徒会活動のあり方について重い教訓を残したように思われるのである。また、制服問題に関する議会・説明会・討論会などの機会に、主として3年生の自由化推進派が、1年生に自説を押しつけ、制服賛成者を責めるような態度をとりつづけたことで、3年生の積極的な意図とは逆の結果を生み、生徒会活動そのものにまで1年生の熱意を失わせることになったのも同様の問題点である。さらに後期執行部が目標を制服自由化にしぼって一気に生徒会をその方向にひっぱって行こうとしたことも同様である。

以上、反省すべき問題点について述べたが、評価すべき点としては、たとえば遠足時に実力行使を敢行したような強い要求とエネルギーを正当な方法で発揮して、秋季遠足・研究旅行・文化祭等における服装問題の改善を実現したような事例があげられよう。多数生徒にとって現実的関心の強い要求をとりあげ、民主的な手づきに従って要求実現の成果をあげ得た体験を忘れないようにさせたい。50年度生徒会の動向をふり返ってみるにつけ、49年度後期の総括としてこの稿の最初に記した指導上の留意点があらためて思い返されるのである。今後、51年度の具体的な指導に際しては、50年度に対立をきたした学年間の意識・感情の回復、生徒全体の声を反映するような生徒会活動の推進、制服賛成者の立場も尊重するような制服問題の検討等、

すべて基本的な事から再出発させるようにしたい。前述のように3学期の生徒総会で、3年生が次々に発言した反省のことは、1・2年生はどのように受けとめたであろうか。体験からにじみ出たようなあの訴えの内容を、生徒たちが活かしていくか否かが、今後の制服問題解決および生徒会活動発展の鍵になると言ってもよいであろう。

V 林間学校の諸問題

鈴木洋一郎

1. ま え が き

本校が林間学荘を岐阜県下に開設し高校1年の学校行事としたのは、昭和36年であるから、既に15年の年月を送ったのである。10年一昔というが一昔半の間我々は何を期待し何をこの行事から得たのであろうか、当初印刷された「学荘要覧」では、この校外施設の利用計画を考えて実施されるべき次の六つを目標と考えたのである。

- | | |
|--------------|-----------|
| ①生徒指導の場として | ②登山・芸術活動 |
| ③実験・観察・見学・調査 | ④読書・討論・労作 |
| ⑤小型の修学旅行 | ⑥クラブなどの合宿 |

更に数年前、開校以来の中1の臨海学校の廃止に伴い、中2の行事としてこれを林間学校へ移行したのである。こうして現在は中高の行事として、7月下旬から8月上旬まで12日間、教官参加延数30名以上を動員し学校を挙げての行事へと発展してきているのである。

学校行事としての問題点

林間、臨海行事には、現在の学校教育内では体験させられない多くの意義がある。学習指導要領の中のこの〈学校行事〉には旅行的行事と体育的行事の二面を兼有していると考えられることもできる。しかし、次のような点は基本的性格として検討されるべき問題点であろう。

1. 林間学校行事は学校教育のものか

この行事は学校の「部」活動と同様に、学校教育内のものかについては世論として問題になってきている。修学旅行などのように学期中の〈旅行的行事〉と考えられるものか、多層化する生徒指導を目指すカリキュラムの中でいかに位置づけるかが問題となるのである。

2. もしも社会教育の領域の行事ならば

この行事がH・Rの校外指導という形でなくて、また教師の教科内指導の一つとしても実施されるものでなくて、専門的な知識、指導技術を有する例えば、有能なキャンプカウンセラーのような指導者のもとの、計画的に実施されるべきでないかということである。教官アンケートによっても学期内(休暇前)に実施すべき意見が多数を占めている。夏休の半分にも近い日